

令和4年6月8日  
出入国在留管理庁

在留資格「技能実習1号」及び「留学」に係る在留資格認定証明書の交付申請時における当面の取扱いについて

「水際対策強化に係る新たな措置（27）」等（以下「水際措置」という。）に基づく、外国人の新規入国に当たり、入国者総数について順次引き上げられているところ、技能実習生及び留学生については、在留資格の中でも占める割合が大きく、検疫を始めとする入国手続を滞留させるおそれがあることから、これまでも入国事前手続である「ファストトラック」及び「Visit Japan Web サービス」の利用促進をお願いしていたところ、更なる利用の徹底のため、当面の間、以下の措置をとることとします。

#### 【対象者】

- 令和4年6月22日以降に「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」に係る在留資格認定証明書交付申請を行う者（令和4年6月22日以降に外国人技能実習機構に対して、技能実習計画の認定申請を行っているものを除く。）
- 令和4年6月22日以降に「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請を行う者

#### 【措置】

通常の在留資格認定証明書交付申請時の提出書類に加えて、申請者本人、及び水際措置に係る受入責任者（監理団体、企業単独型実習実施者又は教育機関）のそれぞれについて、ファストトラック及びVisit Japan Webの利用に関する「確認書」の提出を求めることとする。

※ 令和4年6月22日時点で既に在留資格認定証明書の交付申請を行っている者や既に在留資格認定証明書の交付を受けている者については、地方出入国在留管理局・支局に対して改めて確認書の提出を行う必要はありません。現地日本大使館・領事館において、査証の申請がまだの場合は、査証申請の際に、同様の「確認書」の提出を行ってください。